

協議第 9 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（協定項目 7）について

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会  
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 選挙による委員は、合併特例法第8条の規定による特例措置を適用し合併後1年間引き続き在任する。</p> <p>2. 特例措置適用後の定数を30人以内とする。</p> <p>3. 報酬は合併時に再編する。</p>				
項目	現 況		調整内容		
	東 村	吾 妻 町			
1. 農業委員会の委員の定数、任期	<p>農業委員の定数は、選挙委員10人、選任委員（学識経験者）1人、農協理事1人の合計12人</p> <p>任期については、3年(平成14年7月20日から平成17年7月19日まで)</p> <p>農家数 344戸 経営面積 190ha</p>	<p>農業委員の定数は、選挙委員18人、選任委員（学識経験者）3人、農協理事1人の合計22人</p> <p>任期については、3年(平成14年7月20日から平成17年7月19日まで)</p> <p>農家数 1,459戸 経営面積 1,173ha</p>	【調整区分】	【具体的な調整方針案】	【調整方針の理由】
2. 委員報酬	<p>地方自治法第203条の規定に基づき、特別職で非常勤である農業委員に対して、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>&lt;報酬&gt;</p> <p>会長 248,000円(年額)</p> <p>会長代理 212,000円( )</p> <p>委員 199,000円( )</p> <p>&lt;費用弁償&gt;</p> <p>村の旅費規程に準じて支払う。報酬については、年度末に支払う。</p>	<p>地方自治法第203条の規定に基づき、特別職で非常勤である農業委員に対して、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>&lt;報酬&gt;</p> <p>会長 330,000円(年額)</p> <p>会長代理 269,000円( )</p> <p>委員 245,000円( )</p> <p>&lt;費用弁償&gt;</p> <p>町の旅費規程に準じて支払う。報酬については、3回に分けて支払う。</p>	【調整の区分】	<p>合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>2町村の報酬の単価を統一する必要があるため、新町において再編する。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>農業委員会等に関する法律・非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例に定めており、統一する必要がある。</p>	

合併市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間引き続き合併市町村の農業委員として在任することができます。

選任による委員については、何ら特例措置が設けられていませんので、合併後速やかに農委法に定める手続きにより選任できる委員を選出しなければなりません。【合併特例法第8条第1項】

定数及び任期の取扱い

農業委員会の区分	旧町村の農業委員会	特例の有無	委員の区分	選任方法等	定数	任期
新町に1つの農業委員会を置く場合	旧町村の農業委員会は消滅する	原則	選挙による委員	全員失職する 新町設置の日から50日以内に選挙を行う	政令で定める基準に従って40人までの間で条例で定める数	3年（一般選挙の日から起算）
			選任による委員	全員失職する 合併後速やかに町長が選任する	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人、議会が推薦した識見を有する者4人以内	上記の委員の任期満了の日まで
		合併特例法	選挙による委員	旧町村の委員が引き続き在任する	2町村の協議により80人の範囲内で定める数	合併後1年を超えない範囲内で協議により定める期間
			選任による委員（特例なし）	全員失職する 合併後速やかに町長が選任する	農業協同組合、農業共済組合が推薦した理事各1人、議会が推薦した識見を有する者4人以内	上記の委員の任期満了の日まで